

令和 6年度 委託業務 第32軍司令部壕詳細調査業務委託 (R6-1)

の名称

履行場所 那覇市首里当蔵町・金城町地内

履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

## 特 記 仕 様 書

第1条 (業務の目的)

本業務は、第32軍司令部壕を対象とした詳細調査業務である。

## 特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		2	共通仕様書の適用		本業務は、沖縄県土木建築部制定の「土木設計業務等共通仕様書」、「地質・土質調査業務共通仕様書」及び「測量業務等共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)の一部を準用することとし、これに基づき業務を実施しなければならない。なお、共通仕様書は別添の通りとする。
		3	「共通仕様書」に対する特記及び追加事項について		「共通仕様書」に対する特記及び追加事項は、下記の通りとする。
		4	適用について		本業務は、共通仕様書のほかに「磁気探査実施要領」に基づき実施すること。なお、本特記仕様書または同要領に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査員の指示を受けなければならない。
		5	本業務の業務委託料を変更協議する場の取り扱いについて		本業務の業務委託料を変更協議する場合は、本業務の請負比率(当初契約額÷当初設計額)を変更業務価格に乗じた額で行うものとする。
		6	照査の実施について		本業務は、土木設計業務等委託契約書第10条(照査技術者)の照査技術者を定めるものとする。
		7	管理技術者の資格要件について		管理技術者は、「共通仕様書」の定めのほか技術士、RCCMについては下記も満たす者とする。 技術士の場合は次のいずれかを満たす者とする。
					①総合管理部門(「建設-鋼構造及びコンクリート」、「建設-土質及び基礎」、「建設-トンネル」もしくは

特 記 仕 様 書					[沖 縄 県]
章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		8	管理技術者の直接的雇用関係について	1	「応用理学-地質」のいずれかの資格を有し、技術士法（昭和58年法律第25号）による登録を行っている者。 ②建設部門「鋼構造及びコンクリート」、「土質及び基礎」、「トンネル」もしくは応用理学部門「地質」で平成12年以前に試験に合格し、技術士による登録を行っている者。 ③建設部門「鋼構造及びコンクリート」、「土質及び基礎」、「トンネル」もしくは応用理学部門「地質」で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門に4年以上従事している者。 RCCMの場合は、「鋼構造及びコンクリート」、「土質及び基礎」、「トンネル」または「地質」の資格を有し、「登録証明書」の交付を受けている者。 監理技術者は、本業務の受注者と直接的な雇用関係にあること。
		9	照査技術者の資格要件について	2	「直接的な雇用関係」を証明する資料（健康保険被保険者証又は雇用保険者被保険者証の写し等、公的なもの）を着手時に提示しなければならない。 管理技術者の資格要件と同じ。
		10	成果物の提出について		①報告書（A4版）：2部 ②報告書に係る電子データ（CD-R）：1部
		11	配置予定技術者の確認について	1	受注者は、共通仕様書に基づく業務計画書の業務組織計画に、配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
				2	業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。 ①業務打ち合わせ（電話打ち合わせを含む）において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者 ②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者。
				3	業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識確認のため、個々の技術者の署名を付するものとする。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。
				4	発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても同様とする。

## 特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		12	保険加入		<p>受注者は、共通仕様書（土木設計業務等共通仕様書第1139条、地質・土質調査業務共通仕様書第140条、測量業務等共通仕様書第140条）に示されている保険に加入している旨（以下の例を参照）を業務計画書に明示すること。なお、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p> <p>（例）〇〇共通仕様書 第〇条 保険加入の義務に基づき、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入しています。</p>
		13	不発弾発見時の対応について		<p>受注者は、本業務において不発弾が発見された場合は、直ちに調査員へ報告しなければならない。</p>
		14	不発弾等発見時の処理について		<p>発見された不発弾等については、警察署または自衛隊の指示があるまでは、触れずにそのままの状態での保存すること。</p> <p>上記については、下請け業者へも周知すること。</p>
		15	探査作業中の責任		<p>受注者は、探査中及び磁気探査異常点の掘削・確認等の不発弾による事故については、契約書第28条（一般的損害）、契約書第29条（第三者に及ぼした損害）の規定する受注者の責に帰すべき損害として、賠償を行わなければならない。</p> <p>また、契約書第34条（引き渡し前における成果物の使用）の規程により使用した成果物（生産物）に起因する事故等についても同様な扱いとする。</p>